

報道関係者の皆様
支援者・傍聴者の皆様

高松地方裁判所平成 18 年（ワ）第 293 号平成 20 年（ワ）第 619 号損害賠償請求事件
「いわき病院事件裁判」判決後の記者会見の実施について

平成 25 年 2 月 5 日
第 293 号事件原告 矢野啓司・矢野千恵

平成 25 年 3 月 27 日の判決では、(勝訴・敗訴)判決の如何に関わらず、以下の通り原告記者会見を行いますので、可能な限り多くの方々の、取材・ご出席をお願い申し上げます。

1、記者会見次第

場 所 香川県弁護士会館（6 階・大会議室：裁判所と同一敷地内）
日 時 平成 25 年 3 月 27 日（水）（判決法廷「13:10 から」の閉廷後に行います）
出席者 第 293 号事件 原 告 矢野啓司・矢野千恵
法廷代理人 弁護士 MT
第 619 号事件関係者の出席はありません

2、議事

- ①、判決に対する意見・感想 原告・代理人
- ②、今後の対応について 原告・代理人
- ③、質疑応答

3、判決傍聴予定者

以下は、第 293 号事件原告が承知している判決法廷の傍聴予定者です

- ①、原告側鑑定人（全員ではありません）
- ②、精神科開放医療関係者（多くの方々から、ご支援をいただきました）
- ③、刑法第 39 条で心神喪失とされて犯人が不起訴処分となった被害者遺族
- ④、犯罪被害者・支援者等

4、判決の社会的な意義

被告医療法人社団以和貴会推薦の C 大学医学部 A 教授は鑑定意見書を「(病院敗訴では)日本の精神科医療が破壊される」と結びました。事件は、慢性統合失調症で任意入院患者の野津純一氏に主治医渡辺朋之医師が平成 17 年 11 月 23 日から抗精神病薬(プロピタン)抗うつ薬(パキシル)と副作用のアカシジア治療薬(アキネトン)を突然同時に中断した無謀な薬事処方変更と、重大時期の 2 週間で夜間に一回しか診察せず、顔面の根性焼きを発見せず、診察拒否までした、著しい怠慢と治療的介入義務放棄の医療過誤です。原告は刑事裁判で有罪が確定して入手した刑事証拠で事実解明が可能となりました。いわき病院は外出許可者の 10 人中 8～9 人以上が殺人するのでなければ外出許可と殺人に因果関係はないと主張しましたが、医療の本質を外れた人命軽視です。判決が契機となり、日本で人権を尊重する精神科開放医療が定着し精神障害者の自立を促進する今後の発展を期待します。